

【地域ケア会議の目的】

個別ケースの支援内容の検討を通じた(1)地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立に資するケアマネジメントの支援(2)高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築(3)個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握、その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項。

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日厚生労働省老健局振興課長連名通知)

【地域ケア会議の機能】

- (1) 個別課題の解決
- (2) 地域包括支援ネットワークの構築
- (3) 地域課題の発見
- (4) 地域づくり・資源開発
- (5) 政策形成

「地域ケア会議」に関するQ&Aの送付について
(平成25年2月14日厚生労働省振興課事務連絡)

[令和3年度までの鋸南町地域ケア会議]

鋸南町地域ケア会議

→1つの会議に複数の機能を持たせていた

個別ケースの検討から、地域課題の解決を検討する内容まで一体的に実施することで、個別ケース検討により共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に結び付け、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につなげる。

個別会議機能	自立支援型機能	推進会議機能
個別課題の解決	軽度者の生活の中での困りごとを解決する	資源開発
ネットワークの構築		政策形成
地域課題の発見		

・参加者は市町村を超えたレベル(近隣の事業所を含む)

[令和4度からの鋸南町地域ケア会議]

令和3年度までは1つの会議に複数の機能を持たせていたが、令和4年度からは、機能別に会議を分けて開催する。①会議類型②機能(内容)③参加者④開催頻度

①自立支援型
②軽度者の生活の中での困りごとを解決する
③ ・医療・介護・福祉の専門職 ・生活支援コーディネーター ・ケアマネジャー (事業対象者・要支援)
④4カ月に1回
② 個別会議(困難事例)
②課題の解決 ネットワークの構築 地域課題の発見
③ ・医療・介護・福祉の専門職 ・地域の支援者
④随時



①推進会議
②資源開発 政策形成
③ ・医療・介護・福祉の専門職 ・介護サービス事業所 ・社会福祉協議会
④ 既存の会議で機能を果たす ・地域包括支援センター運営協議会 ・地域支え合い推進協議会